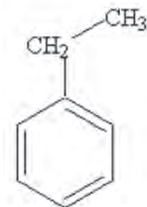


エチルベンゼン

安衛法による表示対象物、
特定化学物質の第2類物質の一類型・
特別管理物質になりました

有害性・性状・用途

主な有害性	性状	用途の例
エチルベンゼン CAS No. 100-41-4		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC)の区分2B (ヒトに対する発がん性が疑われる) 生殖毒性: 動物試験で胎児への影響が示されている その他: 中枢神経系への影響、気道刺激性等	無色の液体 沸点136℃ 蒸気圧0.9kPa 工業用キシレンの混合物	スチレン単量体の中間原料、有機合成、溶剤、希釈剤



国際がん研究機関(IARC): 国連の世界保健機関(WHO)の外部組織

表示・通知対象物としての規制

容器・包装への表示 (ラベル)

安衛法第57条、安衛令第18条等

エチルベンゼン、これを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に次の事項の表示が必要です。

- * 主として一般消費者が生活で使用するためのものは除外します。
- * 平成25年1月1日から義務化。平成25年1月1日時点で既に存在する物については、平成25年6月30日までは猶予。

表示事項

- | | | | |
|-----------------|--------|-----------|---------------|
| ①名称 | ②成分 | ③人体に及ぼす影響 | ④貯蔵または取扱い上の注意 |
| ⑤表示者の氏名、住所、電話番号 | ⑥注意喚起語 | ⑦安定性、反応性 | ⑧標章 |

特定化学物質としての規制

エチルベンゼンは特化則の対象物質ですが、規制内容により、特化則が適用される場合と有機則が準用される場合があります。

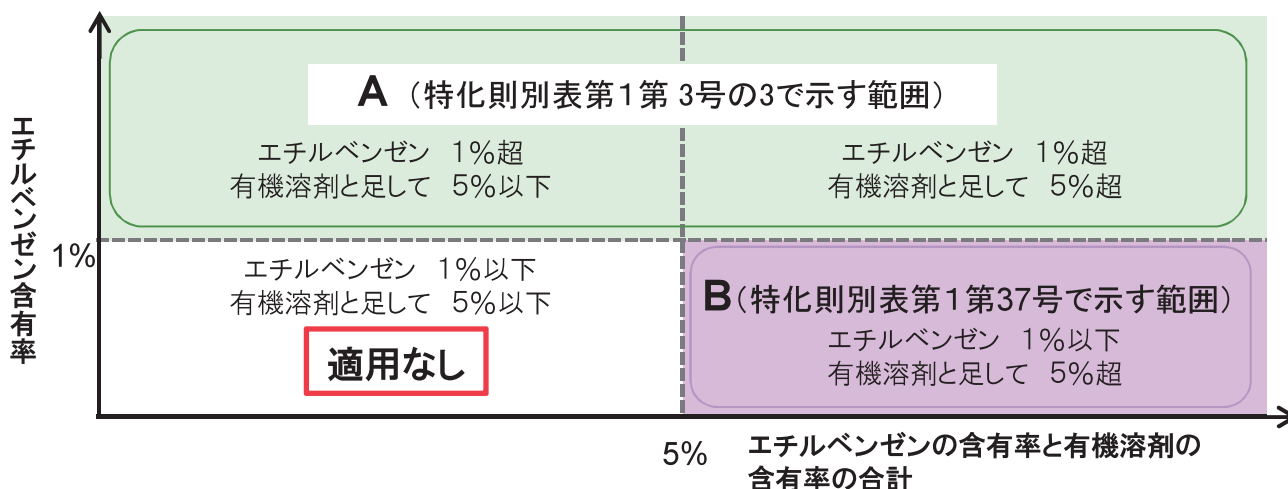
規制対象の範囲

特化則第2条の2

対象となる業務は、エチルベンゼン、エチルベンゼン含有物を用いて行う塗装業務(以下「エチルベンゼン塗装業務」という)で、**屋内作業場等において行うもの**(屋内作業場等の範囲は有機溶剤中毒予防規則と同じ)。

*[容器・包装への表示]については塗装用に限らずすべての物が対象となります。

対象となるエチルベンゼン含有物は以下の図のAとBの部分



エチルベンゼン規制の概要

A,Bの区分は前ページ下図を参照

	エチルベンゼンの含有量	規制の概要
A	エチルベンゼンの含有量が重量の1%を超えるもの	発がん性に着目し、他の特定化学物質と同様の規制を適用。ただし、発散抑制措置、呼吸用保護具等については有機則の規定を準用
B	エチルベンゼンの含有量が重量の1%以内で、かつエチルベンゼンと有機則の有機溶剤の合計含有量が重量の5%を超えるもの	有機溶剤と同様の規制

※エチルベンゼンは、有機溶剤等の区分に当たってキシレンと同列のものとして有機則を準用します

発散抑制措置等と呼吸用保護具(有機則の準用)

	A	B
発散抑制措置(局所排気装置等の設置、性能、定期自主検査等)	○	○
送気マスク、有機ガス用防毒マスクの使用等	○	○
必要な保護具の備え付け	○	×

屋内作業場等においてエチルベンゼン塗装業務に労働者を従事させるときは、エチルベンゼンの蒸気に労働者がばく露することを防止するため、次の措置を講じる必要があります。

(特化則第38条の8[有機則の規定を準用])

- エチルベンゼンが発散する屋内作業場での発散抑制措置**(発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の設置)
- 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の性能要件、点検、届け出等**
 - ✓ 構造、性能等について一定の要件を満たすこと(局所排気装置の制御風速等)
 - ✓ 1年以内ごとに1回の定期自主検査、メンテナンス後等の点検が必要
 - ✓ 設置計画の届け出(設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届け出が必要)

*平成26年1月1日から義務化。ただし、平成25年1月1日～平成25年12月31日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点から、2の届け出は、発散抑制設備を平成25年3月31日までに設置・移転・変更しようとするときは不要。

局所排気装置など設置の例外と呼吸用保護具

有機則の規定の準用により、第1種または第2種有機溶剤等に該当する場合全面形マスク以外は有機則と同じ。条文は有機則のもの。

発散抑制措置の原則の例外	発散抑制のための設備		呼吸用保護具	
	局所排気装置等の原則	全体換気装置	送気マスク(第32条、33条)	有機ガス用防毒マスク(第33条)
発散抑制措置の原則(第5条)	○			
屋内作業場の周壁が開放の場合(第7条)	—	—	—	—
臨時の作業の場合(第8条)	タンク等の内部以外	—	—	—
	タンク等の内部	—	○	○
短時間の作業の場合(第9条)	タンク等の内部以外	—	○	○
	タンク等の内部	—	—	—